

VIII 工事費の負担

57 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてイにより算定される工事費がロの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

イ 工 事 費

(イ) 架空配電設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	605円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	176円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(ロ) 地中配電設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	880円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	572円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

ロ 当 社 負 担 額

新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭
------------------	-----------

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの配電設備といたします。
- (3) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。
- (4) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）および保安通信設備を含みます。

ロ 工事こう長

別表7（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

58 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き

続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される
ときを除きます。)で、これにともない新たに特別の供給設備を施設
するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施
設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計
工事費」といいます。)をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次
のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等
を施設する場合

(ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電
設備を施設する場合

(ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受
ける場合

(ニ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供
給設備を施設する場合

また、この場合も57(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負
担金を申し受けます。

ロ 56(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、そ
の工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、56
(専用供給設備)(2)によるものといたします。

(2) お客さまが17(特別高圧自家発補給電力)または18(特別高圧予備
電力)によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場
合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社
は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57
(一般供給設備の工事費負担金)(2)に準ずるものといたします。た
だし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、56(専用
供給設備)(2)によるものといたします。

59 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、54（引込線の接続）または55（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

60 特別供給設備等の工事費の算定

58（特別供給設備の工事費負担金）および59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 諸掛りには、次により算定した測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(イ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に含みません。ただし、架空配電線の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に含みます。この場合、登録免許税、

印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に含みません。

(ロ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ハ) 補償費のうち残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に含みます。

(ニ) 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り工事費に含みます。

ニ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(4) 使用開始後3年以内の配電設備を利用する場合は、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに準じて算定いたします。

(5) 58（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、お客さま

が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、57(一般供給設備の工事費負担金)(1)イおよび(3)によって算定いたします。

なお、18(特別高圧予備電力)によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とを同一の支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、57(一般供給設備の工事費負担金)(1)イの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

61 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 57(一般供給設備の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 58(特別供給設備の工事費負担金)(57〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および59(供給設備を変更する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、原則として、すべてのとき。

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

62 臨時工事費

- (1) 16(特別高圧臨時電力)によって電気の供給を受けるお客さまのた

めに新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器については、配電設備に属するものはその価額の95パーセント、変電設備に属するものは1月（1月未満は1月とします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた値とし、特別高圧配電設備、送電設備および変電設備については撤去材料倉入額といたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、57（一般供給設備の工事費負担金）、58（特別供給設備の工事費負担金）および59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって臨時工事費に著しい差異が生じた場合は、工事完了後すみやかに精算するものといたします。

63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

64 工事費等に関する契約書の作成

当社は、工事費等に関する必要な事項について、工事着手前に、契約書を作成いたします。